

## 1 第Ⅱ期 広島県中山間地域振興計画 (R3.1) 策定と残された課題

### (1) 中山間地域の現状 【P1～2】

#### ① 人口減少の加速

- ・県全体を上回るスピードでの人口減少  
(平成27年から令和27年までの人口減少率は▲39.5% (県全体: ▲14.6%)

#### ② 集落の小規模化・高齢化

- ・人口減少や少子高齢化の進展により高齢者の割合が高い集落や世帯数が増加傾向。(住民の半数以上が65歳以上の集落の割合は42.2%)

人口減少、高齢化の一層の進展が、地域社会の持続可能性に大きな影響を及ぼすことが懸念

### (2) 第Ⅱ期中山間地域振興計画と本検討会議での検討の視点 【P3】

持続可能な中山間地域の実現に向けて、県民（民間法人等を含む。）、市町、県が連携、協働しながら、ともに行動を起こしていくための基本計画として第Ⅱ期中山間地域振興計画（以下第Ⅱ期計画という）を令和3年1月に策定。

第Ⅱ期計画において、検討する必要があるとされた検討課題について、これまで調査を実施するとともに、令和5年6月に「広島県集落対策検討会議」を立ち上げ、新たな集落対策について検討を行っている。

#### 第Ⅱ期計画における将来にわたって目指すべき姿

里山・里海に象徴される人と自然が作り出す中山間地域ならではの資産が、  
守るべき価値あるものとして、内外の人々により引き継がれる中で、

地域への愛着と誇りの高まりが、将来への希望と安心につながり、  
心豊かに、笑顔で幸せな生活を営むことができる中山間地域

#### 施策実施

めざす姿の実現に向け、  
「人づくり」  
「仕事づくり」  
「生活環境づくり」  
を柱とした施策を市町との密接に連携し実施中

#### 【残された検討課題】

地域の現状をつぶさにみながら※1、  
全体最適化された中山間地域の姿を  
検討していく必要※2がある(第Ⅱ期計画より)

- ※1 集落調査を実施(R2～3年度)
- ・無住化が懸念される集落の拡大(推計)
  - ・個人の生活、住民自治組織の活動の現状と課題等を把握

- ※2 集落対策における検討の柱（詳細3(2)）
- I 地域間の機能分担・資源再配置
  - II これまでの延長上にない地域運営
  - III 安心して暮らせる生活環境

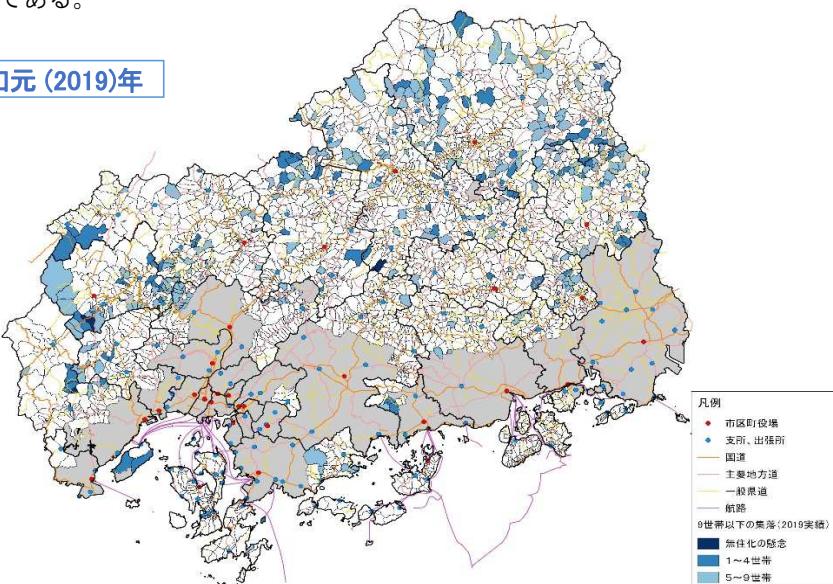
## 2 集落の今後の見通し～無住化が懸念される集落の拡大～

【資P6】

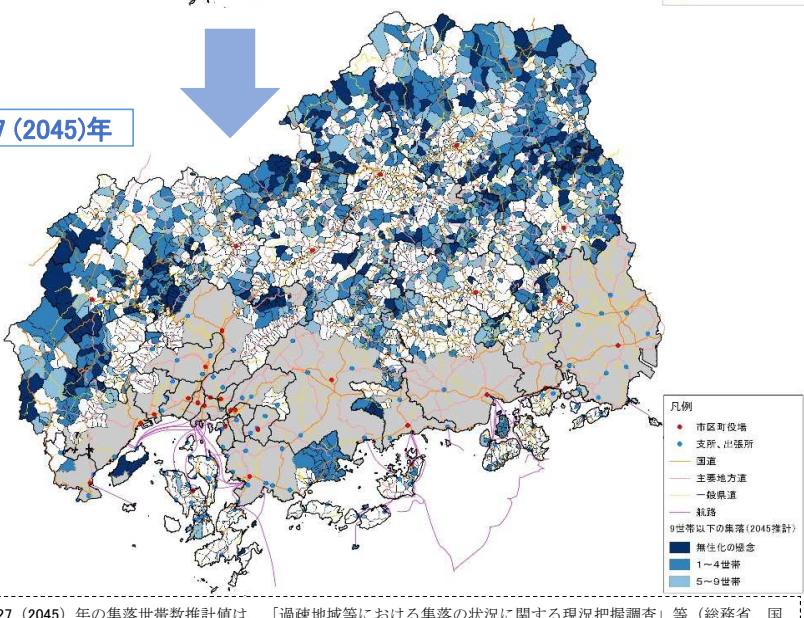
令和2年度に中山間地域を対象として実施した将来集計では、人口の転出傾向が続き、少子・高齢化による自然減が進むことで、無住化が懸念される集落の拡大が県内全域で予想される、極めて厳しい現実に直面している。

下の図は、農林業センサスに用いられる農業集落を単位として推計した、9世帯以下の集落マップである。

令和元(2019)年



令和27(2045)年



令和27(2045)年の集落世帯数推計値は、「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」等（総務省、国土交通省（平成22（2010）年、平成27（2015）年、令和元（2019）年））で把握されたデータを基に、コーポート変化率法により集落人口を推計し、将来的の1世帯当たり人員を用いて、集落人口から世帯数を推計（集落の範囲は、令和4（2022）年4月1日時点の中山間地域で、農林水産省農林業センサスに用いられる農業集落）

### 3 広島県集落対策に関する検討会議における検討

#### (1) これまでの検討会議の開催経過 【資P23】

準備会 令和5(2023)年5月12日  
第1回 令和5(2023)年6月2日  
第2回 令和5(2023)年8月7日  
第3回 令和5(2023)年10月4日

#### (2) 集落対策に係る検討の視点 (第Ⅱ期計画策定時に残された検討課題) 【P4】

第Ⅱ期計画策定時に今後検討する必要があるとされた次の三点を検討の柱と位置づけ、住民、住民自治組織や行政などの関係者が一体的に取り組む新たな集落対策

- I 地域間の機能分担・資源の再配置  
人口減少下にあっても地域の持続可能性を高めていくため、「地域間の機能分担」や「資源の再配置」の全体最適化された姿
- II これまでの延長線上にはない地域運営  
かつてないスピードで進む人口減少が与える影響により、地域社会の状況が大きく変容することを視野に入れ、「これまでの延長線上にはない新たな仕組み」
- III 安心して暮らせる生活環境  
人口減少に伴い、一律の行政サービスを継続的に提供していくことが困難となることも見込まれるため、日常生活に必要なサービス機能の最適化を視野に入れた、「安心して暮らせる生活環境」のあり方

#### (3) 集落対策の検討に必要な調査 【P6、資P5～P9】

集落対策の検討に当たって、検討に資する詳細情報を得るために、安芸太田町及び神石高原町の協力の下、町内すべての住民自治組織及び町を対象とした調査を実施

#### (4) 集落調査等から得た地区・集落の状況と検討課題 (主なもの) 【資P5～P9、P11】

これまでの中山間地域に関する各種調査等から、地区・集落の現状と今後の見通し、集落対策の主な検討課題を次の通り想定し、具体的な対策を検討

##### 【地区・集落の現状、今後の見通し】

自家用車移動により広域化する生活圏と身近な生活機能の低下

親族等による支援機能の低下

担い手不足に起因する課題を抱える地区・集落の拡大

無住化が懸念される集落の拡大

共通事項

##### 【主な検討課題】

ア 自家用車移動による生活サービスへのアクセス性の確保  
イ 生活サービス提供施設の縮小や撤退への対応  
ウ 自力移動の限界を迎えた場合への対応  
エ 自立した生活が困難となった場合の対応  
オ 行政圏域を超えた範囲での生活サービス提供の対応  
カ 親族等によるサポートが限界を迎えた場合の対応

キ 地域活動における負担感の増大への対応  
ク 生活道路や水路の維持管理等への対応  
ケ 住民自治機能の限界への対応

コ 無住化に至るまでの間におけるインフラ管理の考え方

サ 無住化後残された公物管理等への対応

シ 対策に各主体の総力を結集するための体制づくり

### 注) 対策の検討における用語の整理 【P5】

名 称	地 域 单 位	机 能
①市町 市町自治会連合会	現市町単位	
②地区 地区自治連合会 (まちづくり協議会・コミュニティ協議会)	合併前町村・小・中学校区単位(自治会等を中心構成)	○市町と地元をつなぐとりまとめ機能 ○市町の末端行政サービス提供機能
③集落 単位自治会 (町内会・自治区・自治会等)	大字／集落等	○地域自治連合会に各種役員提供 ○住民自治(意思決定と各種活動の実施)を構成する最小単位
④組・班 常会・組・講・区・班・講中等	小字等 (農業集落)	○葬式、回覧、身近な声掛けなどの支え合い(近所付き合い)等 ○地域慣習や伝統に支えられた地域社会

(注)住民自治組織には、総務省が定義づける「地域運営組織」に該当するものもある。

左記に掲げる主な検討課題から導き出される対策について、それらの主目的に沿って、住民により身近な対策から、次の①～④の分野及びこれらを推進していくための「⑤ 取組の推進体制」として整理。

これに基づく取組方針と取組項目を整理(詳細P3)

- ① 住民生活
- ② 住民自治機能
- ③ 広域マネジメント
- ④ 空間管理
- ⑤ 取組の推進体制

## (5) 取組の基本的な考え方、分野及び取組方針の体系

【P10~12、14~15】、【資P11~P22】

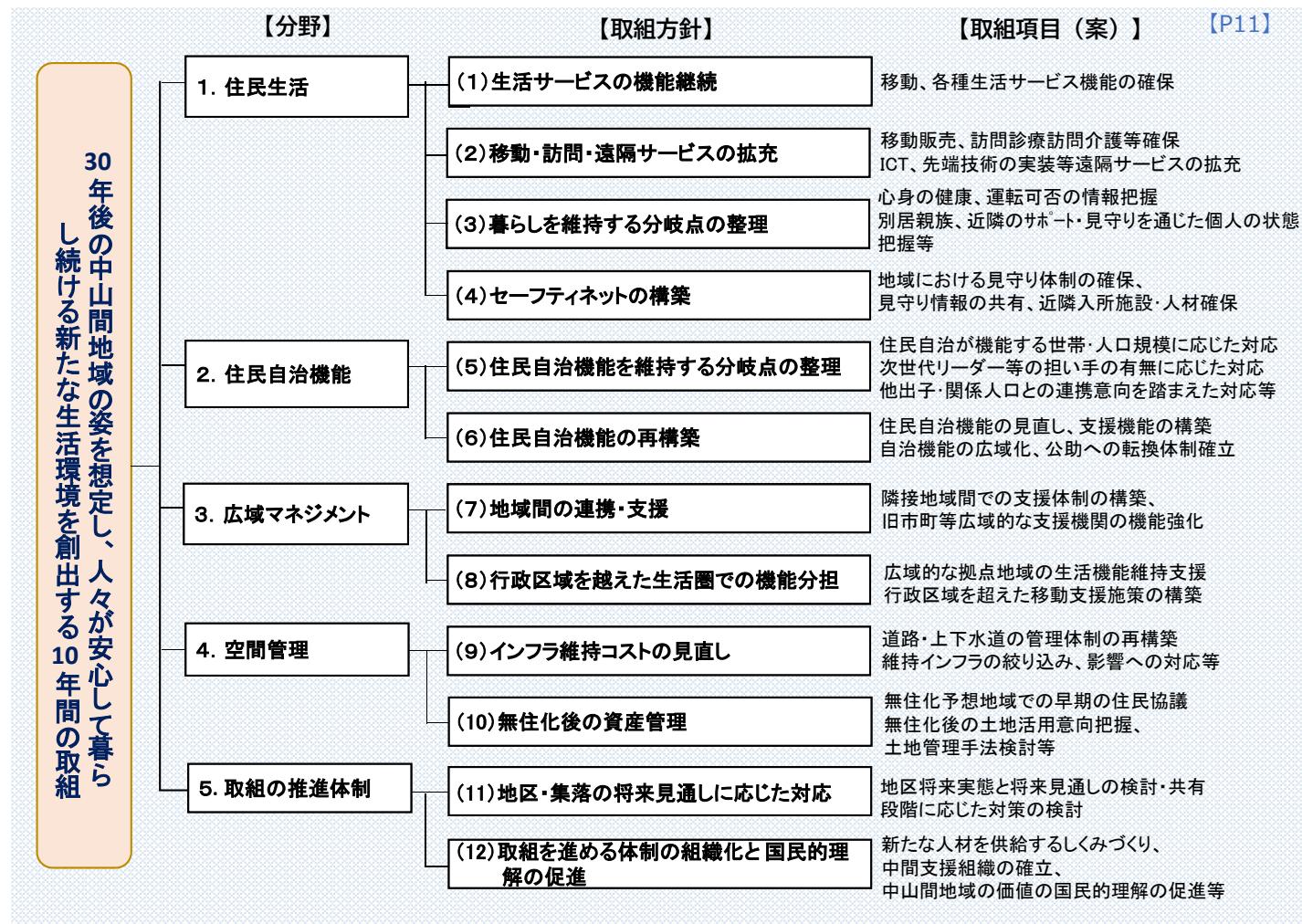
### [取組の基本的な考え方]

- 地区・集落に暮らす高齢者を中心とする多くの住民は、生活が少々不便になってしまっても、自立した生活ができる限りは、現住地で住み続けたいと考えている。
- そのためには、集落実態調査などから把握された地区・集落の実情を踏まえつつ、内外の環境変化等により予測される将来の姿などを見据えた上で、3(2)の3つの検討の柱を念頭に置いた、新たな生活環境を創出する対策を検討していく必要がある。
- 加えて、団塊の世代が、地区・集落における担い手の中心になっていることを踏まえ、向こう10年間が対策を講じる上で重要な期間になると考えられる。
- このため、集落対策に係る取組の基本的な考え方を「30年後の中山間地域の姿を想定し、人々が安心して暮らし続ける新たな生活環境を創出する10年間の取組」と整理した。

### [新たな集落対策の体系等]

新たな集落対策は、(4)で整理した5つの分野を構成する12の取組方針を設定し、各取組項目には、地区・集落の実情注)に応じた対策の選択肢を含む取組項目の内容について検討を進めている。

注) 地区・集落の実態を概ね3段階で把握



## (6) 居住継続が困難となることを想定した対策の考え方 【P15】

(5)のような取組をもってしても、将来にわたって居住継続を支えることが困難になる場合も想定される。各世帯にとって、より適切な選択がなされていくためにはどのような対応策があるか、そこに至るプロセスも含めて検討する。

## (7) 早期着手等が必要な取組項目 【P18】

### [優先取組項目]

- ① 住民自治組織の合意形成をサポートする中間支援機能の構築
- ② 中間支援機能を果たすことのできる人材の確保と育成
- ③ 民間事業者等との連携した生活サービスの確保

### [対策を推進するための仕組みづくり】 【P19】

集落対策に特化したアドバイザリーボードの早期設置

## (8) 市町との連携のあり方等 【P20】

- ① 市町との課題認識の共有
- ② 市町の状況に合わせた役割分担の整理
- ③ モデル地域の選定による先行的着手

## (9) 最終整理に向けた検討項目 【P21】

- ・中山間地域の価値の県民レベル・国民レベルでの共有化
- ・市町の将来的な展望を踏まえた対策の整理 など